［その四～その十一　略］

［その四～その十一　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式の七及び別記第十三号様式の七の三の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。